
障害者雇用の任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和 51 年厚生労働省令第 38 号) 第 4 条の 16 の規定により、障害者の任免状況通報に係る内容を公表しなければなりません。やむを得ない場合には、その内容に代えて、内容を公表しない旨及びその理由を公表することとされています。

佐賀県競馬組合においては、障害者の区分ごとの人数が少なく、他の情報と照合し、特定の者が障害者であることが推認されるおそれがあります。

従いまして、本組合の障害者任免状況は非公表といたします。

令和 2 年 10 月 19 日